

平成22年8月1日

「窓の断熱性能表示制度」運用基準

社団法人 日本サッシ協会

1. 目的

この基準は、経済産業省の定める「窓の断熱性能表示制度」の社団法人 日本サッシ協会（以下「サッシ協会」という）加盟各社の運用基準について定める。

2. 適用範囲（「窓の断熱性能表示制度」および協会自主基準の適用範囲）

「窓の断熱性能表示制度」運用基準の適用範囲は、経済産業省の告示を遵守する。

適用範囲は、生活者が使用する住宅の窓（一重構造の窓に限る）とする。

3. 「窓の断熱性能表示制度」表示基準

製造事業者等が住宅の窓の断熱性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示することとする。

1) 表示事項

- ① 日本工業規格 A4710の2004に定める方法又はこれと同等の方法により測定した熱貫流率。
- ② 住宅の窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項。

2) 遵守事項

- ① 1)の表示事項は、次の表の左欄の表示区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて多段階評価により表示すること。

表示区分	等級記号
熱貫流率が2.33以下のもの	★★★★
熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの	★★★
熱貫流率が3.49を越え4.65以下のもの	★★
熱貫流率が4.65を超えるもの	★

- ② 1)の表示事項は別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは明らかな印刷物への印刷若しくはホームページ等の電子メディアを通じての情報開示により見やすい箇所に容易にはがれない方法又は容易に消えない方法で表示すること。

※ 但し★1つの性能表示については、「省エネ建材等級ラベル」の貼付を協会加盟各社の自主判断とする。

4. 貼付対象

1) 対象とする製品

貼付対象は住宅の窓とし、出入りを目的とする玄関ドア、玄関引戸、勝手口ドア、勝手口引戸には貼付しない。「省エネ建材等級ラベル」細則(別添)参照。

5. 窓の製造事業者(性能表示者)

「窓」(サッシ(枠・障子)にガラスを組み込んだもの)を完成させた事業者等で、「省エネ建材等級ラベル」に名称又はブランドを併記し、窓としての断熱性能を担保する者。

- ・ サッシ製造事業者
- ・ サッシ・ガラス卸事業者
- ・ サッシ・ガラス販売事業者
- ・ その他(窓として販売するもの)

6. 覚書の締結

当協会加盟各社と性能表示者は、当協会加盟各社が販売する部材等を用いて製作した住宅の窓に「省エネ建材等級ラベル」を貼付するにあたり、別紙「省エネ建材等級ラベルの表示に関する覚書」又はこれに準ずる書面による契約を行い、当協会加盟各社は貼付に必要な情報を提供する。

7. 「省エネ建材等級ラベル」

「省エネ建材等級ラベル」は、経済産業省の定める大きさで且つデザインや色を遵守するものとする。

① ラベルデザイン

製品本体に貼付する場合には、縦3cm×横5cm以上とする

※ ラベルはガラス面への刻印も可とし、製造事業者名は裏面に印刷も可とする。

※ ラベル前面に製造事業者名を印字する場合は、白枠下部またはラベルとは別にラベルの下に印字するものとする(ラベルの外に印字する場合は、別ラベルも可)。

② 製造事業者名

住宅の窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名もしくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項を表示。

※ 製造事業者等を特定できるのであれば、会社マークや登録されていない商標も可。



8. 貼付位置

原則として、室内側から見て、窓の右下隅ガラス面に貼付することとし、ガラスが複数枚有る場合は右下側のガラスとする。

- ※ デザイン上等の支障がある場合は、この限りでない。
- ※ 1窓に複数枚のガラスがある場合でも、貼付は1枚のみも可とする。
- ※ 方立や無目を使用して複数の窓を連結した場合は、原則として1窓単位での貼付とする。

9. 運用の原則

経済産業省の定める「窓の断熱性能表示制度」についての告示を遵守するとともに、加盟各社は協会の定める運用基準を遵守し、基準と異なる運用を行う場合は、事前に協会に報告しなければならない。

10. 基準の変更

当基準を変更する場合は、事前に協会に報告し、住宅企画部会又は、ビル企画部会が改定案を住宅サッシ委員会とビルサッシ委員会に上申し、決済後に会務運営委員会への報告を行う。

付則

この基準は、平成22年8月1日より実施する。

当基準は、経済産業省の「窓の断熱性能表示制度」施行前の制定のため、施行後に見直しを行う。